

プリュム修道院所領明細帳（893年）の史料批判をめぐる二つの問題：（II）

森本，芳樹

<https://doi.org/10.15017/4475316>

出版情報：経済学研究. 48 (1), pp.23-52, 1982-12-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

プリュム修道院所領明細帳（893年）の 史料批判をめぐる二つの問題（Ⅱ）

森 本 芳 樹

目 次

- はじめに 所領明細帳研究の展開と史料批判の
必要性
1 カエサリウス写本の原本への忠実性
(以上 第47巻第4号)
2 追加部分の年代決定
おわりに 所領明細帳の動的性格
仏文レジュメ
(以上 本号)

2 追加部分の年代決定

前節でみたように、1222年にプリュム修道院所領明細帳の写本が作成されたとき、コピストたる元修道院長カエサリウスは、眼前にしていた記録のほぼ忠実な筆写を行なったと思われる。しかしながらそのことは、この写本のうちに、893年に作成されたままの形での所領明細帳が再生されていることを意味しない。カエサリウス写本のうちで、所領明細帳本文——カエサリウスの手による序文、目次、注釈、封臣の表、跋文を除いた部分——⁵⁸⁾を一瞥するだけでも、それが、一つの年代にまとめて書かれたとはとても思えないような、錯離した構成をとっていることに気付くのである。すなわち、プリュム修道院で893年に大がかりな所領明細帳の作成

事業があった⁵⁹⁾のだとしても、カエサリウスが

59) 893年という所領明細帳作成年代についても、実は決定的な証拠はない。これについての情報は、写本の序文で、『この文書が書かれ、また、私によって書き写された年代が不確かで、その権威のいくぶんでも傷つけられることのないよう、この文書が、御言葉の化肉893年にまず書かれ、聖ペテロの谷〔→ハイステルバッハ Heisterbach〕で私によって同じ化肉の1222年に書き写された、とすべての者が知られたい』《Sane ne ex incertitudine temporis quo idem liber scriptus et denuo a me rescriptus est, aliquid auctoritati preiudicium generetur, nouerint cuncti ipsum in primis, anno uerbi incarnati DCCCXCIII conscriptum et apud uallem Sancti Petri a me eiusdem incarnationis MCCXXII anno rescriptum》(MUB, I, p. 142)と述べている、カエサリウス自身の言葉だけである。そして、肝心のカエサリウスがこの年代をどうして知ったかを明らかにしていないばかりか、所領明細帳の本文にも作成年代を推定させる手がかりが殆どなく、また、プリュム修道院関係の別の史料にも、大がかりであったはずの所領明細帳作成事業は、言及されていないのである。けれども、893年に所領明細帳が作成されたとできる状況証拠は存在する。9世紀後半ヨーロッパ西北部を劫掠したヴァイキングは、882年2月と892年2月とにプリュムに到達して、少なくとも修道院所蔵文書の一部が破壊されたことが確実である。A. d' Haenens, *Les invasions normandes en Belgique au IXe siècle. Le phénomène et sa répercussion dans l'historiographie médiévale*, Louvain, 1967, pp. 51, 60. このノルマン人進攻による混乱から所領管理を再建するために、プリュム修道院が所領明細帳を作成しようとしたと考えるペランは、おそらく892年直後に調査事業が開始され、892年新修道院長レギノ Regino の就任直後に編纂が行なわれた、という。Ch. Ed. Perrin, *Recherches sur la seigneurie rurale en Lorraine d'après les plus anciens censiers (IX. -XII. siècle)*, Paris, 1935, pp. 63-65. そして、第49章で『ここに異教徒によって破壊された教会堂がある』《Est ibi basilica destructa a

58) カエサリウス写本の構成については、森本芳樹「プリュム修道院所領明細帳（893年）のカエサリウス写本について。西欧中世農村史史料伝来の1例」『経済学研究』46-4・5, 92-95頁を見よ。

筆写した原本には、様々な年代に書かれた部分が混合していることが見てとれる。プリュム修道院所領明細帳の史料批判に関する研究史で、最も関心を引いてきたのは、こうした年代的に異なった諸層を分類し、それぞれの年代決定を行なうこと、Ch. Ed. ペラン以降の通説に従って、893年の所領明細帳を起点と考える場合には、本文における「追加」additions ないし「挿入」interpolations を検出し、それらの年代を確定すること、だったのである。そして、この問題については、最近においてもなお、きわめて暫新な見解が提出されている。従って、この長くて豊富な研究史を整理し、893年の原本から後代の追加部分をできるだけ分離するとともに、後者の年代をなるべく正確に決定することが、この史料を用いるための一つの前提なのである。

この問題を科学的に解明しようとした最初の歴史家 K. ランプレヒトは、モーゼル河地域史に捧げられた大著 (1885年) のうちで、プリュム修道院所領明細帳の史料批判に1節をあて、この史料の年代的諸層を剔出した上で、それが

paganis》(MUB, I, p. 173), 第103章では『現在は異教徒によって荒廃させられている』《Modo a paganis deuastatum est》(Ibid., p. 192) という記述があるが、前者はアルデンヌのWardin, 後者はザクセン所在の修道院領と、ともにノルマン進攻の舞台となったことがほぼ確実な場所についての指摘であり、この点からしても、所領明細帳作成がヴァイキング劫掠の直後だったことが確実だ、とする。Perrin, *op. cit.*, pp. 65-66. こうした考え方は、通説として確立されているが、より慎重な態度を示す歴史家もあり、例えばヴィスプリングホフは、所領明細帳作成年代は、レギノの前任者ファラベルトゥス Farabertus 在職中 (886年-892年) でも、あるいは900年ころでもありうるとして、約15年の幅を持たせている。E. Wisplinghoff, Königsfreie und Scharmannen, in, *Rheinische Vierteljahrsblätter*, 1963, pp. 203-204.

893年までの3回にわたって編纂された、という仮説を提出した⁶⁰⁾。

ランプレヒトによれば、プリュム修道院所領明細帳の本文は、それが一まとめに書かれたとするには、あまりに多くの混乱した記述を含んでいる。そうしたものとしてまずあげられるのは、二つの時点に関する記述が同じ章の中に並存している場合であり、比較的若い番号の章での農民保有地についての記載に、しばしば現われている。例えば第8章 Sarresdorf では、『非自由人マンス』《mansa servilia》11 1/2 についての負担を、Munifridus が保有するマンスを範例として記し、ついで、軽量財貨運搬賦役 (→《scara》) を行なう代りに負担を軽減されているスカラリウス (→《scararius》) 7名について、Willefridus——その保有地は『スカラリウス用マンス』《mansum scararium》——を範例としてその負担を記した後に、次のような記載がある。

『Tetricus が非自由人マンスを持つが、現在はスカラをする。Erkengerus 2 1/2. Liudulfus 2. Redolfus 1/2. Welolfus 1. Geroldus 1/2. Hugibaldus は、Willifridus と同様スカラをしなければならなかったが、現在は全然していない。Agilfridus と Erkengerus, さらに Liudulfus も同様である。』⁶¹⁾

60) K. Lamprecht, *Deutsches Wirtschaftsleben im Mittelalter. Untersuchungen über die Entwicklung der materiellen Kultur des platten Landes auf Grund der Quellen zunächst des Mosellandes*, II, *Statistisches Material. Quellenkunde*, Leipzig, 1885, pp. 59-105.

61) 《Tetricus habet mansum seruilem qui modo scaram facit. Erkengerus II et dimidium. Liudulfus II. Redolfus dimidium. Welolfus I. Geroldus dimidium. Hugibaldus nichil facit, qui scaram facere debuisset,

この箇所を含めて、第 8 章の内容を整合的に理解することは難しいが、少なくとも二つの変化が、すなわち、非自由人マンス保有者のスカラ負担と、ついでそうしたスカラ義務からの解放（おそらくは、非自由人マンスに特有な義務への逆戻り）とが、ここに記されていることは確かである。従ってこの章では、ある時点での 2 種類の マンス の負担が、Munifridus と Willefridus とを範例として書かれているだけでなく、それより後の二つの異なった年代——Erkengerus と Liudulfus とが、二つの変化ともに当事者として言及されており、そこから、これらが相次いで生じたことが確実である——に生じた事象をも、記していることになるのである。

さらにランプレヒトは、同じ章の中に相互に矛盾する情報が含まれていて、記述の流れに大きな乱れのある場合を指摘する。その典型は第 43 章 Puzieux であって、ここでは、

『Puzieux に、マンス 1 と sacium (→小規模保有地) 1 がある。Morville に、2 ソリドゥスを支払い、他の義務をしないマンス 1/2。Alaincourt にマンス 1。これらすべては、Morville を除いては、Hildigerus (→第 42 章 Faxe でのマンス保有者負担の範例) のごとく奉仕する』

と、一定時点での描写を行なった後、突如として『古い文書』《Actio antiqua》という標題を出して、プリュム修道院所領明細帳の通例の書式とはかけ離れた仕方では、以下のように続けるのである。

『Albricus と Gerbertus が、上記のマ

ンスから、Puzieux で sacium 1 を返却した。Oron でマンス 1/2, Alaincourt でマンス 1 とぶどう畑 1, また Faxe でマンス 1, さらに、Tiugo が Iohannes と交換し、修道院が Tragny に持っていた土地。同じ Gerbertus が、Vic-sur-Seille で、塩井 1 を敷地とともに与えた。Gerbertus は、ファラベルトゥス修道院長の時代に、Liuduinus 修道院長代理と、Rainaldus 教会守護の出席のもとに、上記のすべてを返却した。領民 15 名をも返却した。彼の保証人として、Tiedricus, Rainardus, Durast がいた。』⁶²⁾

ここに登場する修道院長とその代理とは、ともに 880 年代に在職したことが知られており、従って、893 年以前のある文書を下敷とした、ベネフィキウムないしプレカリアに関するこの記述は、何らかの経緯でこの章に混入されたものの、としか考えられないのである。

ランプレヒトの強調するもう一つの混乱は、章の配列と所領の地理的位置との懸隔である。プリュム修道院所領明細帳では、原則として 1 章に 1 所領が記載されているが、プリュムに近

62) 《Est in Puzol mansus I et sacium I. Est in Moruilla mansus dimidius qui soluit solidos II et non facit aliud seruitium. Est ad Elencurt mansus I. Omnes isti seruiunt sicut Hildigerus, excepto de Moruilla. Actio antiqua. Reddiderunt Albricus et Gerbertus de his supradictis mansis in Pozvl sacium I. Ad Aron dimidium mansum. Ad Elemcurt mansum I et uineam I, et in Fagit mansum I et illas terras quas camiauit Tiugo cum Iohanne quas habuimus in Treiner. Dedit idem Gerbertus inam I cum sedile in Wihc. Omnia ista prescripta tempore Faraberti abbatis reddidit Gerbertus coram Liuduino preposito et Rainbaldo aduocato. Reddidit etiam mancipia XV. Fideiussores eius extiterunt, Tiedricus, Rainardus, Durast.》MUB, I, p. 165.

sicut Willifridus. Similiter Agilfridus et Erkengerus necnon et Liudulfus.》MUB, I, p. 149.

い Rommersheim にあてられている第1章から始まって、記載されている所領の地理的な順序を修道院の近接地から遠隔地へと追って、諸章の配列が行なわれている。ところが数箇所ではこの原則が破られており、ことに、第55-56章とはほぼ同じ書式によって近接した諸所領を記すのが、第90-93章であったり、地理的關係から見れば第30-32章の直後に配置されるべきものの、第112-118章とされたりしている。この点からしても、カエサリウス写本によって伝来された所領明細帳は、いったん行なわれた章配置を攪乱するような変更を加えられていると考えられ、一息に行なわれた編纂の所産とは思われない、というのである。

こうして、プリュム修道院所領明細帳が作成年代の異なった諸部分を含むことを明らかにした後、ランプレヒトはさらに進んで、文言の細部に及ぶ検討に基づいて、この史料は、当初作成された所領明細帳を、プリュム修道院がその後獲得した所領を追加して記入し、また、所領内部で起こった変化をも新たに記載するために、2度にわたる改訂を受けていると主張する。そして、この所領明細帳以外の史料を援用しつつ、当初の作成が810年ころ、第1回の改訂が854年と、二つの年代をあげ、さらに、893年に行なわれたのは2度目の、しかしこのたびは小規模な改訂だった、とするのである。

プリュム修道院所領明細帳の文言についてのランプレヒトの議論は、きわめて複雑で、ここで全面的に紹介する余裕はないが、ともかくそれは、この史料の修正が複数の時点に及ぶことを証明したとはしても、修正が二つの年代にしばられることを納得的に示してはいない。ともあれ、ランプレヒト説のうちでとくに興味深いのは、810年ころと854年という二つの年代決

定が、いずれも19世紀後半の古典学説に特有な発想で行なわれていることなのである。すなわち、プリュム修道院で最初に所領明細帳が作成されたきっかけとして、ランプレヒトは、かの『教会領と王領の財産を記載するための明細帳の範例』《*Brevium exempla ad describendas res ecclesiasticas et fiscales*》⁶³⁾を引き合いに出す。この著名な史料は、古典学説の時期には、カロリング王権による大所領の整備・普及政策の一環を担って、所領管理に必要な記録の手本として作られた書式集、と考えられていた⁶⁴⁾。ランプレヒトは、その第1部をなすシュタッフェルゼー-Staffelsee 修道院所領明細帳の書式が、プリュム修道院所領明細帳のそれときわめてよく似ているとして、それを根拠に、後者は前者を手本として、『明細帳範例』編纂直後の810年ころに作成されたに相違ない、とするのである。ついで、シャルル禿頭王853年の勅令《*Capitulare missorum Suesionense*》の第1条⁶⁵⁾を、新修道院長就任に際して修道院領の明細帳を作することを命じていると解釈し、プリュム修道院ではエギロ Egilo が853年に院長職についており、所領明細帳の最初の大きな改訂は、この勅令の実行と

63) 最新の刊本として、C. Brühl (ed.), *Capitulare de villis. Dokumente zur deutschen Geschichte in Faksimiles*, I-1, Stuttgart, 1971, Einführung, pp. 49-55 がある。

64) この史料の研究史については、きわめて簡単な言及ではあるが、森本芳樹『西欧中世経済形成過程の諸問題』木鐸社、1978、336-337頁を参照。

65) 『諸教会の首長がそれぞれ、その教会首長職についたとき、そこで見出すであろうもの、及びそこから減少したり、それに付け加わったりしているものの分量を、明細帳にするように。』《*Inbrevient, quid unusquisque ecclesiarum praelatus, quando praelationem ecclesiae suscipit, ibi invenerit, et quid modo exinde ibi minus sit, vel quid vel quantum sit superadditum.*》*Capitularia regum Francorum* (MGH), II, p. 267.

してその翌年たる854年に行なわれた、と考える。さらに、893年というカエサリウスの示している年代も、レギノ修道院長就任の翌年に当り、やはりこの勅令との関係で改訂が行なわれた年として十分の根拠を持っている、とするのである。

このように、ランプレヒトの構想が、中世初期の教会領をカロリング王権によって大所領が整備・普及されていく大きな舞台であったと考える、古典学説の一翼を担っていたかぎり、ことに両大戦間に著しくなった古典学説の動揺とともに、その再検討は必至となった⁶⁶⁾。こうした方向で、プリュム修道院所領明細帳の史料批判に決定的な業績をあげたのは、Ch. Ed. ペランであって、そのロレーヌにおける領主制の研究（1935年）は、第1章をこの所領明細帳の検討にあて、ランプレヒト説を全く転倒させるような結論に達したのである⁶⁷⁾。

ペランの出発点は、3回にわたるという編纂年代を決定するために、ランプレヒトが引き合いに出した史料の吟味である。まず『明細帳範例』は、A. ドプシュの精緻な研究⁶⁸⁾によって、817年ライヘナウ Reichenau 修道院での私的な編集にかかるものとされ、フランク王国全体

で広く用いられた書式集であるとの見方は、1930年代までには斥けられていた。ペランは、ドプシュの見解の細部に至るまで左祖していたのではないが、この記録の使用は少数の教会組織に限られていたと考えており⁶⁹⁾、ともかく、プリュム修道院で810年ころこれが用いられたことはありえないとする。しかも、ランプレヒト説の有力な根拠となった、この書式集とプリュム修道院所領明細帳との類似とは、大部分の所領明細帳に見られる用語の共通性以上に出るものではなく、両者の系譜関係の証拠にはなりえない、と主張する。また、シャルル禿頭王853年の勅令にしても、この国王の支配範囲たる西フランクには、プリュムもプリュム修道院領の大部分も入っておらず、それを遵守してこの修道院で所領明細帳が作られたとは考えられない、とも指摘する。

これに続けてペランは、所領明細帳の内容についてのランプレヒトの解釈を、様々な仕方で批判しており、その細部についてはここでは省略する他はないが、ともかく、ランプレヒト説では説明のつかないような箇所がこの史料には数多く含まれていることを、十分に示していると言えよう。

その上で、プリュム修道院所領明細帳全 118 章に用いられている種々の書式と、それらに記載された諸所領の地理的分布を検討して、ペランは以下のように言う。近接した諸所領はほぼ例外なく隣接した諸章に記載されているが、まとまったいくつかの所領＝章ごとに同一の書式

66) 両大戦間期までにも、プリュム修道院所領明細帳を素材とする研究はいくつかあったが、史料批判の次元では、ランプレヒト説に根底的な疑問は出されなかった。H. Forst, *Zur Erläuterung des Prümer Urbars vom Jahre 893*, in, *Westdeutsche Zeitschrift für Geschichte und Kunst*, 23, 1904, pp. 194-229; M. Willwersch, *Die Grundherrschaft des Klosters Prüfens*, Berlin, 1912.

67) Perrin, *op. cit.* [前注 59)], pp. 3-98.

68) A. Dopsch, *Die Wirtschaftsentwicklung der Karolingerzeit vornehmlich in Deutschland*, 2 vols., 2. Auflage, Weimar, 1962, I, pp. 75-101.

69) ペランの『明細帳範例』についての見解は、Ch. Ed. Perrin, *La seigneurie rurale en France et en Allemagne du début du IXe à la fin du XIIe siècle*, I, *Les antécédents du régime domanial: la villa à l'époque carolingienne*, Paris, 1953, pp. 42-46.

が用いられており、またその場合、しばしば先頭の章における記載が後続諸章の範例とされていて、書式から見るかぎり明らかに、近隣の諸所領が一つの所領群を構成している。所領群ごとに用いられている書式は、所領の諸構成要素を登録し、ことに、標準的農民保有地たるマンズの負担を記載することに主眼をおく点では共通であるが、細目においては相互にかなり異なっている。しかも、全 118 章の順序は、そこに描写された諸所領がプリュムに近接した所領群から始まって、時計の方向をたどりながら渦巻状に進んで遠隔の所領群に至るようになっており、ランプレヒトの指摘した章配列の混乱も、全く説明のつきかねる第 90-93 章を別とすれば、所領群ごとに生じているのである。

このような観察の上にたってペランが構想するのは、所領群ごとに設けられた機関による「調査」*enquête* と、調査結果のプリュムにおける一つの記録への「起草」*rédaction* という、2 段階の作業を含む、しかしあくまでも比較的短期間に完成された、大がかりな事業としての所領明細帳作成である。すなわち、各所領群の状況を記録すべく現地に送られた修道士ないしその集団は、在地長老農民の証言を徴しながら調査を行ない、結果をプリュムに送付する。この調査記録は、『われわれは……見出す』*«Invenimus……»* というような、主観的表現をとった書付だったと思われるが、在地に特有な事情、調査者の個性などによって、それらのあり方にはある程度のばらつきが生じたはずである。修道院では、これら調査記録を、『ここに……がある』*«Ibi sunt……»* というような、客観的表現を用いながら書き写すことによって、所領明細帳に仕上げていくが、この段階で所領群ごとの偏倚を完全に消し去ることはあり

えなかった。プリュム修道院所領明細帳に見られる斉一性欠如のかなりの部分は、こうしたばらつきの範囲に入っており、また、ランプレヒトの強調した章順序における矛盾は、調査記録送付の遅延、起草段階における入れ違いなど、調査と起草との間に生じた手違いとして、無理なく説明できるのである。ことに、第 104-111 章は娘修道院ザンクト・ゴア *Sankt-Goar* 用財産、第 112-118 章はやはり娘修道院アルトリップ *Altripp* 用財産をなしており、これらが、所領の地理的位置と齟齬して末尾に置かれていても、驚くには当たらない⁷⁰⁾。

このようにして、プリュム修道院所領明細帳の作成を基本的には一息の過程と見たペランは、882 年と 892 年にプリュムに到達したノルマン人の進攻に想到し、そこから生じた所領管理の混乱に対処すべく、882 年直後に調査を開始し 893 年に起草されたのがこの所領明細帳だった、と論ずるのである⁷¹⁾。

もちろんペランは、ランプレヒトのあげたこの史料の矛盾のすべてが、調査と起草との関係から説明できるとしたのではなく、議論の次の段階では、いったん作成された所領明細帳に様々な追加ないし挿入が行なわれ、これらがカエサリウス写本のうちに紛れ込むことによって、大きな混乱が生じたと主張する。カロリング期所領明細帳の多くは、後代の追加や修正を予定して、羊皮紙各葉の周辺や章・節の間に余白を設けており、また作成と同時に書冊の形に装丁されることもなくて、別葉をはさみ込むことができる体裁になっていた。プリュムのそれもおそらく同様であり、時には行間に数語をもって、しかし多くの場合は章・節の間にかなり長

70) Perrin, *op. cit.* (前注 59)), pp. 46-66.

71) 前注 59) を参照。

い文章によって追加の書き込みが行なわれ、時には羊皮紙周辺の余白や別葉を利用した長大な挿入も行なわれた、また逆に、数葉の羊皮紙が 893 年の原本から亡失することもありえた、とペランは考える。これらの追加は、893 年以降にプリュム修道院領を舞台として生じた変化が、次々と記録されたもので、章・節の叙述の流れを突如として攪乱する場合、本文の数字や情報を補完したり保有者名の変更を記載する場合——『すなわち……』《Id est……》、『同じく……』《Etiam……》などの表現を用いることも多い——、ある章に記載された所領の構成要素について別の章で言及される場合、などとして見分けられるという。例えば、先にあげた第 8 章での複数の時点にわたる記述は、非自由人マンス保有者のスカラリウスへの上昇、さらに後者のスカラ義務からの離脱という変化が、周辺ないし章間の余白に書き込まれたものであり、第 34 章での『古い文書』は、所領明細帳と修道院所蔵の 880 年代文書との内容的な矛盾に気付いた修道士が、893 年以降、おそらくは別葉の羊皮紙を用いて挿入したものなのである⁷²⁾。

ところで、こうした追加ないし挿入が、なぜカエサリウス写本の中では本文に入り込んでいるのだろうか。それを説明するために、カエサリウスが筆写したのが実は 893 年の原本ではなく、追加部分を本文のうちに取り込んでしまっていた別の写本だったのではないか、という仮説をペランは提出する。カエサリウスが筆写したのが、カエサリウスはそうとは知らなかったが、それ自体すでに写本であったというこの着想は、カエサリウスのような注意深いコピストの手によるとは信じられないような脱落、誤

謬、混乱が本文に散見され、それらの責任を負うべき先行する第 1 次コピストの存在を想定せざるをえない、という見方を前提としている。その上でペランは、プリュム修道院所領明細帳で 19 章にわたって付されている、農民保有地からの賦課租の『合計』《summa》を素材として、次のように論ずる。所領ごとの収入を全体として捉えようとするこの方式は、カロリング期の所領明細帳にしばしば見られるが、プリュムの明細帳の場合には、いずれも、標準的保有地 1 単位当りの賦課租に保有地数を乗じた計算の結果が示されており、しかも、掛算の誤りが多く、計算の材料が不完全な場合でもその補完が全く行なわれておらず、さらに、賦課租について特別な制度に服する保有地が全く考慮されていない。これに、明らかに原文への追加と考えられる部分が合計算出の要素になっている場合のあることを加えてみれば、所領当り賦課租の合計確認と記入は、882 年から 893 年の調査と起草の段階で行なわれたのではないことが確実である。そして、筆写に当たって本文の整合的理解のために思索をこらし、その結果を注釈のうちに書き残しているカエサリウスは、合計の部分についても同じことをしている場合があり、従ってこれらはカエサリウスによるものでもない。こうして、893 年と 1222 年との間に書かれたことになるこれら合計は、時には標題を伴わずに本文に入り込んでおり、とくに第 27 章 *Salmene* では、保有地数に 1/2 の端数がついているために正確な計算ができないという、この合計算出者特有の計数能力不足を示しつつ、本文の大半を占めている⁷³⁾。してみれば、カエサ

73) この所領には農民保有地 7 1/2 マンスがあるが、マンス当り負担の範例は、第 25 章 *Schweich* の先頭部分に求められていて、そこには、マ

72) Perrin, *op. cit.* [前注 59)], pp. 66-72.

リウスが筆写した際に、これらが周辺や章間の余白に区別して書かれていたとは考えられず、第1次コピストが写本を作成しながら本文の中に挿入していった、と見るのが自然なのである⁷⁴⁾。

こうして首尾一貫した体系となったペランの学説——所領群ごとの調査と修道院での起草→その後の追加→第1次コピストによる写本作成に際しての原文と追加部分の融合→カエサリウスによる忠実な写本の作成——は、あらゆる点で別の可能性を排除するまでの説得力を持っているわけではないが、ともかく、プリュム修道院所領明細帳の一見矛盾した記述の多くを、それらの起源に溯って説明する力を持っていた。それだけでなく、この記録でプリュム修道院領の一部が言及されていない点、ことに、他の史料によってその重要性が確実視される西フランクやムーズ河中流地方の所領群が、所領明細帳に記載されていない点も、調査ないし起草の段階での手違い、装丁されていない原本からの数葉の脱落、第1次コピストの怠慢など、多くの可能性から十分に説明されうるようになったのである。こうして、きわめて不自然な議論を含むランプレヒト説に代って⁷⁵⁾、ペランの見解は広

く受け入れられ、通説の地位につくことになった。ただし、ペランは本文への追加部分を約50箇所にわたって摘出しながらも、その網羅的な指摘は行なっておらず、かつ、それらの年代決定はほぼ不可能として断念しているのであって、この課題が続く世代の歴史家に委ねられたのである。

この点で決定的とも見える貢献となったのが、この史料についての新たな本格的研究ではなく、E. ヴィスプリングホフによる「国王自由人とスカラリウス」についての論文（1963年）での簡単な指摘だったのは、興味深い。周知のように、第二次大戦後ドイツ学界を席卷した国王自由人学説は、プリュム修道院所領明細帳をも史料として利用していた。それは、プリュム修道院領の一部に居住するスカラリウスを、騎馬による軍事能力を持った上層領民と理解する学説⁷⁶⁾がそれまでに有力で、新学説の提唱者たちは、これらを国王自由人、ないしその後裔と見たからであった⁷⁷⁾。ヴィスプリングホ

では再び、フランク王権による編纂にかかるものとして、西欧で広く用いられたと考えられている。W. Metz, *Zur Entstehung der Brevium exempla*, in, *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters*, 10, 1953-4, pp. 395-416; Id., *Zur Erforschung des karolingischen Reichsgutes*, Darmstadt, 1971, pp. 23-28. けれども、ランプレヒトによる史料利用の仕方は、あまりにも牽強付会であって、プリュム修道院所領明細帳に関するかぎり、その学説を復活するのは不可能と思われる。シャルル禿頭王による853年の勅令の解釈にしても、ペランのあげた難点以外に、この勅令第1条で命令されているのは、司教あるいは修道院長による所領明細帳の作成ではなく、国王巡察使による教会堂付属財産目録の作成であるという、ランプレヒトにとっては致命的な誤解がある。前注 65) を参照。

76) その代表は、H. Planitz, *Die Scharmannen von Prüm. Ein Beitrag zur Wehrverfassung des Mittelalters*, in, *Festschrift für H. Lehmann*, Köln, 1937, pp. 55-70 である。

ンス当り豚1, 鶏3, 卵15, 樹皮5, 松明50などの給付が定められている。ところが、第27章では、『豚7 1/2, 鶏21, 卵115, 樹皮35, 松明350……を支払う』(Soluunt suales VII et dimidium, pullos XXI, oua CXV, daurastuuas XXXV, faculas CCCL……) (MUB, I, p. 159) と、掛算に当って1/2が省略されてしまっているのである。

74) Perrin, *op. cit.* [前注 59)], pp. 72-78.

75) ペランによるランプレヒト批判が、両大戦間期の古典学説批判という雰囲気のもとで行なわれた以上、最近における古典学説の復権、ことに、古典荘園制形成でのフランク王権の役割の再評価(森本芳樹, 前掲書 [前注 64]), 334-343 頁を参照)に伴って、ランプレヒト学説の見直しも確かに必要であろう。例えば『明細帳範例』も、現在

フはこうした見解に対して、スカラリウスを修道院による領主的支配という場で捉えようとし、これらを、きわめて隷属性の強い非自由人が、スカラという特別な義務を負うことによって上昇した層、と規定した⁷⁷⁾。ところで、本稿での問題は、こうした学説上の対立を舞台として、プリュム修道院所領明細帳の史料批判について提出された、ヴィスプリングホフの見解である。すなわち、スカラリウスに関する記述の多くが、明らかに追加部分に含まれているため、その年代決定をする必要に迫られたヴィスプリングホフは、プリュムの明細帳の伝来についてのペラン説、ことに第1次コピストの存在を認めた上で、次のように言う。893年から1222年までのプリュム修道院領で、とくにこの間書き継がれていった写本集である『黄金の書』《Liber Aureus》から判断するかぎり、修道院所蔵文書への関心が高まった時期が二つあり、それは920年—950年ころと12世紀初期とである。所領明細帳の第1次写本も、この関心の中で作成されたに違いない。ところで、カエサリウスは自己の筆写する原本を『古い文書』《uetus liber》、『真正の文書』《liber authenticus》と呼んで、それが893年の原本だったことを疑っていないが、もし、第1次写本が1222年に近い時点で作成されたのだったら、そうした確信は生じなかったろう。『黄金の書』の10世紀前半の部分に見られるような書体であって始めて、古く、真正の記録だとの印象を

カエサリウスに与えたのである。また、カエサリウスは筆写している文書の文体や用語が、きわめて古風で、時には奇妙なほどだが、『古いものを敬って』《ob antiquitatis reverentiam》⁷⁹⁾、あるいは『古き威厳のために』《propter antiquam dignitatem》⁸⁰⁾ 訂正を加えない、としている。こうした態度は、中世の通例のコピストには無縁なのであり、もし、プリュム修道院所領明細帳の第1次写本が12世紀初頭に作成されていたなら、その時点ですでに古風に思われたに相違ない文体や用語を、そのコピストが訂正してしまったはずで、それらがカエサリウス写本に保存されていくこともありえなかったはずである。以上の2点から考えて、第1次コピストが活動したのは、上記の二つの時期のうち、10世紀前半だったに違いない。これがヴィスプリングホフの結論なのである⁸¹⁾。

追加部分を個別的に年代決定しようとするのではなく、それら全体を筆写した第1次コピストを考察することによって、追加部分はいずれにしても950年ころまでに、従って原本作成に比較的近い時期に成立したとする考え方は、その後、この史料を利用する研究者によって一般的に受け入れられるようになった⁸²⁾。しかし、追

79) *MUB*, I, p. 142.

80) *Ibid.*, p. 144.

81) Wisplinghoff, op. cit. [前注 59)], pp. 207–208.

82) V. Henn, Zur Bedeutung von “Mansus” im Prümer Urbar, in, *Verführung zur Geschichte. Festschrift zum 500. Jahrestag der Eröffnung einer Universität in Trier*, Trier 1973, p. 37; F. Staab, *Untersuchungen zur Gesellschaft am Mittelrhein in der Karolingerzeit*, Wiesbaden, 1975, p. 100, n. 423; J. P. Devroey, Les services de transport à l'abbaye de Prüm au IXe siècle, in, *Revue du Nord*, 1979, p. 543.

77) プリュム修道院領のスカラリウスが国王自由人として、国王への直属関係を維持し続けたと主張した, J. M. van Winter, Scarmannen-koningsvrijen, in, *Dancwerc. Opstellen aangeboden aan T. Enklaar ter gelegenheid van zijn vijftenzestigste verjaardag*, Groningen, 1959, pp. 86–95.

78) Wisplinghoff, op. cit. [前注 59)], pp. 216–217.

加部分をより直接的に、かつより精密に年代決定することが望ましいことは言うまでもない。最近プリュム修道院所領明細帳の全面的な検討(1978年)⁸³⁾に取り組んだクッヘンブッフが試みたのがこれであって、人名学的研究方法の発展⁸⁴⁾の上に立ち、次のような議論を展開したのである。

まず、この史料のうちで2箇所以上に登場する人名がかなりあるが、うち8名は原本と追加部分の両方で言及されている。例えば、第8章 Sarresdorf からの先に引用した部分⁸⁵⁾に登場する Hugibaldus は、第25章 Schweich でぶどう畑 1 pictura のベネフィキウム保有者として記されており、Redolfus は、第7章 Kalenborn にもマンス 1 1/2 を保有するス

カラリウスとして登録されている。これらは同一人物と考えられ、従って、これらが登場している追加部分は、原本とそれほど違わない年代に書かれたことになる。次に、886年にプリュム修道院は Hartmannus なる人物を相手にプレカリア状を作成⁸⁶⁾しているが、この文書の証人リストに36名の俗人が登場する。このうち8名が所領明細帳でベネフィキウム保有者として記されており、うち5名はその追加部分に記されている。従って、これらの追加部分は886年に近い時点で書かれたことになる。最後にクッヘンブッフは、943年にプリュム修道院が Ramengarius と交したプレカリア状⁸⁷⁾で、この人物が修道院から受け取った土地の中に、『Mehring で Richuunus という男が、かつてベネフィキウムとして持っていたすべて』

《omnia que ad Marningum quidam uir nomine Richuunus quondam in beneficium habuit》とあり、かつ、この Mehring を記載した所領明細帳第24章の『ベネフィキウムについて』《De beneficiis》と題する追加部分に、『Ricuinus がマンス3とぶどう畑3 pictura と屋敷地』《Ricuinus mansa III et picturas III et curtilem》⁸⁸⁾とあるのに注目、Richuunus と Ricuinus を同一人物として、この追加部分は943年以前に書かれたと指摘する。

こうして、プリュム修道院所領明細帳の追加部分の一部を、従来よりは確実、かつ精密に年代決定しえたとするクッヘンブッフは、さらに

83) L. Kuchenbuch, *Bäuerliche Gesellschaft und Klosterherrschaft im 9. Jahrhundert. Studien zur Sozialstruktur der familia der Abtei Prüm*, Wiesbaden, 1978.

84) ドイツ学界を中心に最近多用されているこの方法については、K. F. Werner, Liens de parenté et noms de personne. Un problème historique et méthodologique, in, G. Duby-J. Le Goff (ed.), *Famille et parenté dans l'Occident médiéval*, Roma, 1977, pp. 13-18, 24-34 が、要領のよい概観である。プリュム修道院については、この方法の創始者の一人 G. テレンバッハによる論文以降、一連の研究が進められ、修道士名のあり方がかなりの程度明らかになった。G. Tellenbach, Der Konvent der Reichsabtei Prüm unter Abt Ansbald 860-886, in, *Neue Beiträge zur südwestdeutschen Landesgeschichte. Festschrift Max Miller*, Stuttgart, 1962, pp. 1-10; G. Althoff, Eine Prümer Mönchsliste im "Liber Aureus", in, *Frühmittelalterliche Studien*, 7, 1973, pp. 234-265; D. Geuenich, Prümer Personennamen in Überlieferungen von St. Gallen, Reichenau, Remiremont und Prüm, in, *Beiträge zur Namenforschung*, NF, Beiheft 7, Heidelberg, 1971. クッヘンブッフが当修道院関係文書での証人リストのうち、俗人名からのみなるものを取り出すことができたのは、こうした研究成果に負っている。

85) 前掲24頁を見よ。

86) *MUB*, I, pp. 125-127. なお、この文書の年代を編者 H. バイヤーは882年としているが、テレンバッハによって886年と訂正された。Tellenbach, op. cit. [前注 84)].

87) *MUB*, I, pp. 243-244.

88) *Ibid.*, p. 156.

進んで、追加部分の多くは 893 年に近い時点で、場合によっては 893 年以前に書かれたと主張し、この所領明細帳の作成過程を次のように整理するのである。すなわち、882 年以降所領群ごとに、「個別所領明細帳」Teilurbar が「起草」Redaktion されるが、それらは当時進行していた所領の再編成に伴って直ちに「改訂」Überarbeitung されていく。893 年に行なわれたのは、これらの「集成」Komposition であったが、ここで総合された所領明細帳にも、しばらくの間は「追加」Zusätze が行なわれていく、というのである⁸⁹⁾。クッヘンブッフのこうした考え方は、所領明細帳の性格について根本的な問題を投げかけるものとして興味深い、この点は本稿の最後で論ずることにしよう。

× × ×

さて、プリュム修道院所領明細帳の史料批判についての研究史を、煩をいとわずたどってきた所以は、この史料がどれほど多くの議論を呼んできたかを示しながら、893 年前後に成立した所領明細帳に 950 年ころまでに追加が行なわれたという見方を、共通認識として確認することにあった。従って、われわれが現在行なうべき第 1 の作業は、追加部分の年代決定をより精密に行ないうるとするクッヘンブッフ説の検討であるが、結論から先に言うならば、その妥当性はきわめて小さいとしなければならない。

クッヘンブッフの用いる人名学的方法のきわめて重要な欠陥は、人名の一致は必しも人物の一致を意味しないという、きわめて単純な認識の不足である。このことは、最近における人名

学的方法の首唱者によっても強い調子で指摘されている⁹⁰⁾が、クッヘンブッフがこれに十分の注意を払っているとは思われない。ことに、9 世紀末のプリュム修道院を取り巻く世界は、なお一定家系への所属を示す姓が存在せず、個々の人物は一つの名によってのみ示されており、しかも、用いられている名前数は自ら制限されていた。例えば所領明細帳のうちにはほぼ 500 回にわたって人名が記されているが、それらのうち 118 回までは相互に重複しているのである。6 回も登場する Wernarius、5 回の Adelardus など頻出する人名もあるから、重複して用いられている名前数は 50 であり、従って、所領明細帳で用いられる人名は約 430 種類ということになる。しかもこれは、厳密に同一の綴を持つ名前のみを重複人名としての勘定であって、綴が若干異なるが同一人名とみなせるもの——例えば Adelardus と Adellar-dus——をも重複人名とするなら、その数はずっと大きくなるのである。もちろん、これら同一人名の少なくとも一部が、実際に同一人物を示していたことはありうる。しかし、プリュム修道院所領明細帳の一部では、例外的にいくつかの所領について領民の列挙を行っており、そこでは同一人物が 2 回以上言及される可能性がきわめて小さいので、それらの箇所のみで同じような検討をしてみても、結果は変わらない。まず、第 24 章 Mehring では追加部分で『領民団』《familia》構成員 58 名があげられている⁹¹⁾が、その中には Adelardus が 2 名、Sigardus が 2 名おり、これに Gambulbertus

90) K. Schmid, Personenforschung und Namenforschung am Beispiel der Klostergemeinschaft von Fulda, in, *Frühmittelalterliche Studien*, 5, 1971, pp. 235-267.

91) *MUB*, I, pp. 155-156.

89) Kuchenbuch, *op. cit.* [前注 83)], pp. 25-27.

と Gamulbertus とを加えてみれば、1 割以上が重複人名を持っている。また、第 45 章 Villance, 第 46 章 Mabonpré, 第 47 章 Tavigny では、すべてのマンス保有農民が記名されている⁹²⁾ が、ここでは 229 人のうち完全に同じ綴の重複人名を持つ者が 41 人、やや異なった綴によるものも数えれば 51 人となっている。

このように、異なった人物が同一の名前を持つ割合がかなり高い限りは、人物の同定には人名の一致以上の証拠を必要とすることは明らかである。試みに、クッヘンブッフによる第 1 の論点を取り上げれば、プリュムの明細帳で本文と追加部分の両方に登場するという 8 人名のうちでも、第 8 章 Sarresdorf と第 25 章 Schweich との 2 箇所に登場する Hugibaldus は、前者では非自由人マンス、後者ではベネフィキウムというように、資格の全く異なった土地を、しかもかなり離れた場所に保有しているのであって、同一人物を示している可能性は殆どない。これに対して、第 7 章 Kalenborn と第 8 章 Sarresdorf で言及される Redolfus は、隣接する二つの所領でスカラ負担者として現われており、同一人物である可能性はより高い⁹³⁾。残念ながらクッヘンブッフが、かかるものとしてあげる 8 人名のうちで、ほぼ確実に同一人物を示すとできるものは認められないのである。

クッヘンブッフの第 2 の論拠についても同様である。クッヘンブッフによるなら、886 年のプレカリア状に登場する 36 人の証人は、一般にプリュム修道院長の従士であったと思われるが、8 人までが所領明細帳でベネフィキウム保

有者として再出しており、また、そのうち 4 人が、このプレカリア契約で重要な要素をなす所領 Villip 近辺に保有地を持っていて、証人として相応しい場所に居住しているという⁹⁴⁾。所領明細帳のうちから、ベネフィキウム保有者を扒ひ出すことはきわめて困難であるが、かりに、農民保有地の標準的単位を与えられていない土地保有者を数え上げてみると、約 100 名ほどである。これらと証人欄の 36 名とを重ね合わせて 8 名が一致するという割合は、人名重複についてあげた前記の数字よりはかなり高いとの印象を与え、従ってここには、実際に少なくとも何人かの人物の一致があったのではないかと考えたくなる。しかしながら、ここで指摘される 8 人名は Radulfus, Geroldus, Ratbertus, Hildradus, Lanbertus, Hubertus, Willibertus, Folcoldus と、少なくとも所領明細帳での人名のあり方から見るかぎり、いずれも当時きわめてありふれた名前である。しかも、プリカリア状で Villip よりもさらに重要な要素となっており、従って多くの証人を出して然るべきライン右岸の諸所領近辺には、これら 8 人のいずれも居住してはいないのである。これら 8 人名が同一人物を指していたとする保証は、やはりきわめて小さいと言わねばならない。

このように、同一人名が同一人物を示す具体的な根拠が個別的に示されえないかぎりには、追加部分の年代決定についての発言は殆ど価値を失ってしまうのであるが、クッヘンブッフのあげる第 3 の論点⁹⁵⁾ だけは、まさにそうした根拠を含むものとして、かなりの意味を持ってい

92) *Ibid.*, pp. 166-173.

93) 前掲 32 頁を参照。

94) Kuchenbuch, *op. cit.* [前注 83)], pp. 25-26.

95) 前掲 32 頁を参照。

ようである。この場合には、所領明細帳でも943年のプレカリア状でも、Mehring という同じ所領が舞台とされ、Richuuinus と Ricui-nus という同じ名前を持った人物が、いずれもベネフィキウム保有者として登場するのであって、これらが同一人物である可能性はかなり高く、従って、所領明細帳第24章のこの追加部分は、943年以前に書かれたとしてよいであろう。

こうして、クッヘンブッフのあげる三つの論拠のうち、批判に耐えうるものはわずかに最後のそのみであり、しかもそれは、追加部分が10世紀前半までに書かれたという、ヴィスプリングホフ以来の通説を補強しているにすぎない。残念ながら、追加部分のより精密な年代決定という課題は、最近の業績によっても解決されていないのである。

研究史のこうした現状において、われわれが試みるべき第2の作業は、ヴィスプリングホフやクッヘンブッフとは違った仕方では、追加部分の年代決定を試みることに、すなわち、第1次コピストの活動年代についての考察によって一括的に処理するのではなく、しかも人名の一部のみを唯一の手がかりともせず、追加部分を個別的に検討して、年代決定の具体的な根拠がないかを探ることであろう。この場合、プリュム修道院所領明細帳での追加部分の全体をまず分離しなければならないはずであるが、現在までこの作業は完全な形では行なわれていないので、ここではともかく、ペランの指摘した追加部分約50箇所について検討してみよう。直ちに明らかになるのは、年代決定の確実な要素が殆どないことであるが、それでも、少なくとも次の三つの場合には、追加部分は原本からそれ

ほど遠くない時期に成立したと推定できるであろう。

第1は、『同様に』《similiter》、『同じ義務をもって』《eodem servitio》、『上記の者のように』《sicut superiores》などの用語をもって、追加部分での規定を原本の記述を範例としてこれに従わせる場合であり、こうした追加部分は、893年にプリュム修道院領に存在していた事情が、なお基準として役立ちうる範囲の年代に成立したと考えられる。例えば、第2章 Wetteldorf での追加部分『Franco はこの所領にマンス1/2を保有し、同様に奉仕しなければならない。』《Franco tenet mansum dimidium in ipsa villa, qui similiter deberet seruire》⁹⁶⁾ は、範例として第1章 Rommersheim にある Widradus 保有のマンスの負担規定を用いており、後者の内容にそれほどの変化がない時点で書かれたに違いない。また、先に引用した第8章 Sarresdorf での非自由人マンス保有者のスカラ負担に関する追加部分⁹⁷⁾でも、Hugibaldus は同章の原文に記載された Willifridus と同じ義務を果していたとされ、さらに、この Hugibaldus と同様にスカラを給付しなくなった Erkengerus と Liudulfus は、この追加部分の前半にも登場しているのであるから、全体としてやはり、893年に記された Willifridus の義務にそれほどの変化がない時期に成立した、と見られる。なお、『同様に』というような語が用いられないでも、原本に準拠して追加部分の内容が定められることもある。例えば第6章 Wallersheim の『ここにかまど1があり、穀物100モディウスを支払う』《Est ibi camba I, soluit de annona

96) MUB, I, pp. 146–147.

97) 前注 61) を参照。

modios C》は、章内でのその位置から見て追加部分とされる⁹⁸⁾が、所領明細帳の原本で見られるかまどからの貢納が一般に100モディウスである⁹⁹⁾ところから、やはり893年に近い時点で挿入されたとしてよい。

第2は、追加部分にあげられている情報のうちで、数字が原本のそれと大きく違う場合、その書き込みは893年に描写された事態がそれほどの変化をとげる以前に行なわれた、と考えられる。ペランは、先に言及した¹⁰⁰⁾第24章 Mehring での領民名の列挙をかかものとしてあげていた¹⁰¹⁾が、その他にきわめて興味深いのは、ペランによって一般に追加だとされる、9章にわたって登場する『合計』のうちの二つである。まず、第23章 Mötsch の先頭に、所領全体の数字として44マンスをあげた後、末尾に近く、これらのうち Ratbertus が7マンス、Hilradus が3マンス、同じ Hilradus が

Idensheim に8マンス、Franco が2 ½マンス、スカラリウス4人が7マンスを持ち、また、Pfalzkill に3 ½マンス、Stedem に8マンスが所在すると記されている¹⁰²⁾。そして、さらに続けて Mötsch の『合計』として、『Mötsch にマンス7がある。Stahl に1。Bidburg に1。Irsch に3。Pfalzkill に3 ½。Stedem に6。Birtlingen に1 ½。Dahlem に3。Trimport にマンス10。Dahlem に1。Idensheim に8、これらは上に述べられたとおり、上記と同様に支払う。Hüttingen にマンス1があり、他のように支払う』¹⁰³⁾とある。ところで、ここであげられたマンス数を総計すると46となり、上記の44マンスと一致しないが、ランプレヒトは、そもそも Stedem 所在のマンス数に差があることを根拠として、これは、所領明細帳の合計欄によく見られる単なる計算違いではない、と指摘していた。そして、ペランはこれを受けて、この『合計』全体が新しい情報を追加するための挿入であるとしたのであった¹⁰⁴⁾。これに対してクッヘンブッフは、この所領明細帳での合計が、通例は現物と貨幣での賦課租に関するものであることに注目し、そうしたものではない第23章の場合には、内容そのものは追加ではなく、Stedem についての数字の相違は書き誤りによる、と考えている¹⁰⁵⁾。

98) Perrin, *op. cit.* [前注 59)], p. 70, n. 2.

99) 第7章 Kalenborn (*MUB*, I, p. 144) と、第54章 Holler (*MUB*, I, p. 174) にその例がある。

100) 前掲 33-34 頁を参照。

101) この章では、Eurihc とその妻を範例としてマンスの負担を示した後、『Guhntherus とその妻も同様に』《Guhntherus et uxor eius similiter》との記載を先頭に29家族を登録し、しかる後に、『下記の者は、上記の者と同じようにすべてを支払うが、上記の者のように麻畑は持たないので、各々2モディウスだけ少なく支払う。Hilradus……』《Isti inferiores solunt sicut superiores omnia, nisi quod unus quisque soluit minus modios II, eo quod canaueras non habent sicut superiores. Hilradus……》(*MUB*, I, pp. 155-156)として、やはり29人をあげている。(ただし、バイヤーによる刊本のこの箇所は、著しい省略が行なわれている。)ペランによれば、この箇所全体が追加部分に相違ないが、おそらくこの所領で893年に存在していた58マンスと、これら領民数とが一致するところからみて、893年からそれほど遠くない時期での追加である。Perrin, *op. cit.* [前注 59)], pp. 74-75.

102) *MUB*, I, pp. 153-154.

103) 《Sunt in Merx mansa VII. In Stalle I. In Bidenburhc I. In Efziche III. In Palcene III et dimidium. In Stedeym VI. In Berzelingen I et dimidium. In Dalheym III. In Trimparden mansa X. In Dalem I. In Edensheym VIII qui similiter soluunt ut superiores, sicut dictum est supra. In Hüttingen est mansus I soluit ut ceteri.》*Ibid.*, p. 154.

104) Lamprecht, *op. cit.* [前注 60)], II, p. 65; Perrin, *op. cit.* [前注 59)], p. 28.

105) Kuchenbuch, *op. cit.* [前注 83)], p. 230.

しかしながら、章の最初にあげられた総マンス数44のうちの一部について、それらが複数のマンスを含む大規模保有地であることを示すとともに、それらの所在地をより明確にしようとする本文末尾の部分と、所領のマンス全体について、それらの地理的配置を記そうとする『合計』とでは、記載の意図が明らかに異なっており、同じ章のうちに同時に書かれたとは思われない。むしろ第23章の『合計』は、散在所有的な傾向を示すこの大所領 Mötsch について、原本による農民保有地の地理的配置についての記述を補完すべき後代の追加、と考えるべきであろう。そして、その中で Idensheim と Pfalzkill とのマンス数は原本と一致し、Stedem のそれだけに2マンスの差があることから考えて、この追加部分は、893年におけるマスの配置にそれほど大きな変化が生じなかった時期に書かれた、としてよいのである。

さらに、第104章 Gemmerich から第111章 Nochern までの『合計』¹⁰⁶⁾も注目に値する。娘修道院ザンクト・ゴアへの賦与財産をなすこれらの所領については、第104章で『半自由人マンス』mausum lidilium 23、二分の一マンス6、非自由人マンス2を登録するとともに、それぞれのマンス種別についての負担を詳細に記した後、続く第105章から第110章まででは、種別ごとにマンス数をあげるのみで、それぞれの負担については第104章を範例として指示している。そして、第111章の後に配された『合計』は、種別ごとのマンス数を記すとともに、農民による負担のうち、豚、亜麻、亜麻布、鶏、卵、及び運搬すべき穀物に限って、それぞれの所領のマンス種別ごとに総計した数字

をあげている。ところで、これらは、他の諸章の『合計』のように、1マンス当りの標準的負担にマンス数を単純に乗じてえられたものではなく、以下のように第104章の範例との相違を示しているのである。まず、二分の一マンス当りの運搬賦役は、範例では穀物6モディウスとなっているが、『合計』では5モディウスと二分の一マンスの数との積が記されていること。次に、二分の一マンスから亜麻布1/2枚の給付が範例に定められ、豚の給付は記されていないが、『合計』では、第104章で亜麻布と並んで豚が収納されることになっており、第106章、第108章、第109章となると亜麻布のみが給付されるようになっていること、さらに第104章の範例では、非自由人マンスに亜麻布の給付が記されないが、『合計』では第105章、第106章、第108章、第110章で、1マンス当り1/2枚の納入が定められていること。最後に、第108章の Nastätten については、本文に半自由人マンス28をあげた後、『これらのうち完全〔マンス〕は13で、他は二分の一〔マンス〕である』としているのに対して、『合計』では、完全マンス18と二分の一マンス16となっていること。このように、『合計』が多くの点にわたって本文と異なった数字をあげていることから、前者は単なる理論上の計算ではなく、後者と相違した資料を材料にした追加と思われる。しかも、Nastätten 以外の所領ではマンス数が異なっていない点からして、この部分もやはり、893年に登録された状況がそれほど変化しない間に書かれた、としてよいであろう。

原本作成年代からそれほど離れていない時期に書かれた追加部分として指摘できる第3は、非自由人マンス保有者による軽量財貨運搬賦役＝スカラの負担に関する記述である。すでに述

106) MUB, I, pp. 192-195.

893 年に近い追加部分
Additions datées de près de 893

章 chap.	頁(バイヤー版) page (éd. Beyer)	追 加 文 言 Textes ajoutés	論拠 Argu- ments
2.	146-7	Franco tenet mansum dimidium in ipsa uilla qui similiter debet seruire.	①
2.	147	Nepos Hericoni maioris tenet iornales. Herico maior tenet mansa seruilia II et Gunththerus similiter II seruilia, que etiam similiter seruire debuissent sicut superiores et modo scaram faciunt. Ello habet mansum unum qui similiter scaram facit, sicut ceteri scararii.	③
4.	147	que similiter seruire debuissent sicut superiores	③
5.	147	Sunt in Didendorpht mansa servilia V que similiter seruire debuissent ut superiores et modo scaram faciunt.	③
6.	148	Est ibi camba I soluit de annona modios C.	①
6.	148	Rotcaudus tenet mansum unum in Walmersheym seruilem et I in Budensheym que similiter debuisset pleniter seruire sicut Teduinus. Ingilboldus habet dimidium qui modo scaram facit. Tancradus similiter. Gislardus similiter.	③
8.	149	Tedricus habet mansum seruilem qui modo scaram facit. Similiter Agilfridus et Erkengerus, nec non et Liudulfus.	① ③
10.	151	Rabertus habet ad Munzeuelt mansa VI que similiter seruiunt et soluunt sicut in Ettelendorpht.	①
13.	151	Regimbertus habet in Badenheym mansa IIII et dimidium que similiter seruiunt sicut superiores.	①
15.	151	quem tenet Erkembertus qui ante seruilem seruicium faciebat et modo scaram facit.	③
23.	154	Sunt in Merxz mansa VII. In Stalle I. In Huttingen est mansus I soluit ut ceteri.	②
24.	154	ubi resident homines LIII.	②
24.	155-6	Guhntherus et uxor eius similiter. Ingifridus et uxor eius similiter. Isti inferiores sicut solunt superiores omnia, nisi quod unusquisque soluit minus modios II eo quod canaueras non habent sicut superiores. Hiltradus, Regimbaldus, Otbertus.	②
24.	156	De beneficiis. De ecclesia de Rumersheym sunt uinee II pictura I. Welerus picturam I.	Kuchenbuch, p. 26
54.	174	excepto terra indominicata et broil I.	②
58.	181	In Uintre est mansus dimidius cum eodem seruicio.	①
111.	194-5	Sunt ibi mansa ledilia XXIII, dimidii VI, servilia II. Sunt in Nocghere mansa XV. Camisiles dant XV. Pullos XXX. Oua CL. In angaria modios LX.	②

べたように、第 8 章 Sarresdorf には、Tedricus 他 5 名の非自由人マンス保有者がスカラを負担するようになり、ついで、Hugibaldus 他 3 名（うち 2 名は前記 5 名に含まれる）がそ

れから解放されている、という記述¹⁰⁷⁾があ

107) 前注 61) に引用。なお、この記述の後半は、この章にだけ見える独特な内容であるが、いったんスカラを負担するようになった——それは同時に従来からの負担の一部免除を伴う——非自由人

り、これは第1型の追加として、893年に近い時期に書かれたとしようのものであった。非自由人マンス保有者のスカラ負担を示す記述は、他にも第2章 Wetteldorf, 第5章 Dingdorf, 第6章 Wallersheim, 第15章 Heilenbach¹⁰⁸⁾にあり、これらも同じ現象をほぼ同じ形式で書き込んだものとして、同時代の追加と考えることができる。そもそも、多くの議論を呼んできたスカラ負担者＝スカラリウスについては、第二次大戦直後に有力であった特権の上層領民説は、最近では後退し、むしろ、軽量財貨運搬という、飛脚義務を含む賦役労働に専門化しながら領主たるプリュム修道院との直接関係を強め、一般農民に課せられていた負担から次第に解放されて上昇していった層、と考えられるようになってきた¹⁰⁹⁾。そして、ことにプリュム周辺で顕著であったこうした動向は、9世紀末にはすでに開始されていたとされているのであって、この地域の諸所領に当てられた第23章までに見られる前記の追加部分は、こうしたスカラリウス形成の一齣を描写するものとして、10世紀前半のうちにこなされたとするのが自然である。

以上のような三つの型に入る追加部分は表のように17箇所及び、ペランの指示した追加箇所のうち三分の一近くは、原本作成からそれほど時をおかず挿入されたことになる。逆に、

マンス保有者が、次にはこの義務からも免れてしまおうとは考え難いので、おそらく、再び非自由人マンス特有の義務を負担することになったものであろう。この点、Kuchenbuch, *op. cit.* [前注 83)], p. 324 et n. 9 を見よ。

108) 史料は表に引用されている。なお、第6章 Wallersheim から引用されている部分の前半では、スカラの負担が明示されていないが、おそらく同じ内容であろう。

109) 前注 76)～78) 引用の文献の他、Devroey, *op. cit.* [前注 82)], pp. 545-546; Kuchenbuch, *op. cit.* [前注 83)], pp. 323-330.

追加部分のうち、893年からの長い経過の後に書かれたという証拠を持つものは、全くないのである。こうして追加部分の個別的検討も、それらがおおよそ950年までに成立したとする通説を、再び支持することになった。

おわりに 所領明細帳の動的性格

本稿は、プリュム修道院所領明細帳の史料批判における主要な問題として、カエサリウス写本の原本への忠実性と追加部分の年代決定とを検討した。その結果、カエサリウス写本はその原本をほぼ忠実に再現しているという、Ch. Ed. ペラン以来の通説をとり、また、追加部分はほぼ950年までに書かれたとする、E. ヴィスプリングホフ以降共通の理解につくことになった。こうして、第1点についてはW. ヤンセンの、第2点についてはL. クッヘンブッフの仮説は、いかに魅力的であろうとも返上せざるをえないとの結論に達したのである。しかしながら、ドイツ学界の新しい潮流を代表するこれら二人の見解が、プリュム修道院所領明細帳の史料批判という水準では拒否されたとしても、そのことは、そこに含まれているきわめて暫新な観点をも同時に葬ってよいことを意味しない。すなわち、ヤンセンにしてもクッヘンブッフにしても、従来主として静的な史料と考えられていた所領明細帳に動的性格を認め、前者はそこから農村景観の変化を読みとろうとし、後者はそれを領主による所領再編成の一つの道具と考えたのである。ヤンセンの議論がカエサリウス写本についての誤解に由来する多くの混乱を示し、クッヘンブッフの試みも、その著書全体が示している静態分析的傾向¹¹⁰⁾に患いされてか、成

110) 筆者、W. レーゼナー、及びA. フルヒュルストによるクッヘンブッフの著書 [前注 83)] に対

功しているとは言えないが、ともかくこうした観点は、所領明細帳の研究史に転機を画しうるものとして、その重要性が強調されねばならない。

プリュム修道院所領明細帳の史料批判においては、純化法とも呼ぶべき態度が、一貫してとられてきた。それは、そもそも所領明細帳を大規模な編纂事業の結果、単一の書式を用いて成立する文書と考え、写本のうちに見出される夾雑物を除去することによって原本に至ろうとする仕方である。すでに、カエサリウス写本に見られる混乱を取り除きながら、3回に及ぶ編纂を検出しようとしたランプレヒトの方法¹¹¹⁾がそうであった。続いて、そうした仕方を典型的に示したのが、M. ヴィルヴェルシュであり、サン・ジェルマン・デ・プレ・Saint-Germain-des-Prés 修道院やサン・レミ Saint-Remi 修道院で作成された西フランクの所領明細帳と、プリュム修道院のそれとの基本的な類似を示すために、後者から様々な夾雑物を取り除いてみせる¹¹²⁾のがそれである。これと比べれば、ペランはより柔軟であって、所領群ごとに活動した調査委員会によって採用された書式と調査範囲の差異が、修道院での編纂によっても統一しきれずに残っていくことを認めている。けれども、描写の「通例の連鎖」*enchaînement habituel*¹¹³⁾を乱す文言を追加部分として検出していくその仕方は、やはり純化法の名に値する。

このような仕方の根底には、やはり、原本の

再構成こそが史料批判の最大の目標だとする態度¹¹⁴⁾が横たわっていると思われるが、本稿で問題なのは、それが、所領明細帳一般についての一定の考え方を前提としていることである。

所領明細帳の史料性格については、古典学説以来の長い研究史¹¹⁵⁾があり、多くの議論が闘わされてきた。その中で、現在に至るまで大多数の歴史家によって支持されてきたのは、これまたペランの見解であった。それは、当時の通念として不変とされていた在地の慣習を、長老領民の宣誓による陳述に基いて記録することで成立した所領明細帳は、それ自体法廷に提出されて挙証能力を持つような文書であって、簡単には改変されえないという保守的な性格を持っている。しかも、かかる法的能力を備えた文書は、大領主、ことに教会領主によってその行政能力を動員した調査の結果として作成され、典型的には、それぞれに属する多くの所領の全体を一定の書式を用いて記録する「総体所領明細帳」*censier général*として成立するから、これを現実における領主・農民関係の変化に応じて修正することはますます困難となる、というのである¹¹⁶⁾。そして、所領明細帳がある時点での状況を固定的に描写した静態的史料であるとするこの見解を、最近の研究者もほぼ一致して受け入れていると思われる¹¹⁷⁾。

114) 最近では、こうした態度への反省によって、きわめて興味深い問題関連が掘り起こされている。森本芳樹「西欧中世農村史料の伝来について」『九州経済学会年報』1981, 26頁を見よ。

115) 最新の文献として、R. Fossier, *Polyptyques et censiers, (Typologie des sources du Moyen Age occidental, Fasc. 28)*, Turnhout, 1978 がある。

116) Perrin, *op. cit.* [前注 59)], pp. 621-625.

117) フォシエも、カロリング期の所領明細帳については、ペランの見解をほぼそのまま採用している。Fossier, *op. cit.* [前注 115)], pp. 27-29. さらに、Id., *Censiers et terriers*, in, L. Fos-

する書評を見よ。Y. Morimoto, in, *Erasmus*, 1979, pp. 694-697; W. Rösener, in, *Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins*, 127, 1979, pp. 468-471; A. Verhulst, in, *Francia*, 1980.

111) Lamprecht, *op. cit.* [前注 60)].

112) Willwersch, *op. cit.* [前注 66)], pp. 8-12.

113) Perrin, *op. cit.* [前注 59)], p. 69.

本稿で検討したヤンセンとクッヘンブッフの業績は、所領明細帳をより動的な史料として用いようとする点で、いずれもきわめて新しい態度を示している。確かにヤンセンの場合には、所領明細帳の筆写に際しては、原本以降の変化が同時に記録されることがありえたとする想定¹¹⁸⁾にとどまっており、本来保守的性格を持つ所領明細帳を、それでも所領関係の変化に適應させるべく行なわれた最も手取り早い方法が、原本以降の追加部分を本文に取り込む形での筆写であったとするペランの考え方¹¹⁹⁾から、それほど出てはいないし、また、所領明細帳の作成そのものに関する議論でもない。これに対してクッヘンブッフは、プリュム修道院所領明細帳について、まず、それが所領群ごとにかなり異なった書式と内容をもって成立した小規模な記録の総体であるとし、その各々を「部分所領明細帳」Teilurbar—それぞれの作成が「起草」Redaktion—と呼んで、それぞれが独立した単位であることを強調している。さらにこうした小規模な所領明細帳は、修道院で「総体所領明細帳」Gesamturbar に「集成」Komposition された後にも追加記入を受け取っていくのであるが、実はそれ以前からも、領主による所領政策に応じて書き換えられていったと主張し、さらに進んで、「部分所領明細帳を土台と

して編成替え——旧来のマンスのスカラリウス用マンスへの転化、修道院が直接使用していた土地のベネフィキウム保有者への貸与——が行なわれ、今度はその結果が原本への追加となる」というように、部分所領明細帳が「所領の再編成」Reorganisation des Grundbesitzes の道具となりえたことを、指摘するのである¹²⁰⁾。

このようなクッヘンブッフの見解は、保守的性格を持つとされる所領明細帳を静態的分析のために用いていこうとする従来の仕方に代って、それが少なくとも領主の側からの革新的性格を持っていることを根拠として、動態的研究に役立たせようという点で、きわめて積極的な意味を持っている。確かにクッヘンブッフは、所領明細帳を在地の慣習の判告による記録だとする見方について、検討を加えていない。けれども、所領明細帳研究の現段階において、次の2点を考慮するとき、クッヘンブッフの示唆は大きな寄与となりうると思われる。

第1に、それは決して孤立した試みではない。すでに W. ゴファートが「ローマ税制から中世領主制へ」（1972 年）と題する論文で、ランス司教領の例を引きながら、ここでは数所領ずつを単位とする古典荘園制の方向での所領再編成が、所領明細帳の作成と切り離せない関係——それは《ordinare》という所領関係の整序を意味する語が、同時に所領記録の作成を意味するほどであった——にあり、従って、後者は決して静態的な史料だったのではない、と主張している¹²¹⁾。

sier-A. Vauchez-C. Violante (ed.), *Informatique et histoire médiévale*, Roma, 1977, p. 171 をも参照。

118) この想定が、少なくともカエサリウス写本については成立しないことを、本稿 (I) で詳述した。

119) Perrin, *op. cit.* [前注 59)], pp. 623-624. ペランは、そうした例の典型としてカエサリウス写本をあげている。しかしこれは、すでに追加部分を本文のうちに取り込んでいた第1次写本の忠実な筆写なのであり、かかる例としてはむしろ、この第1次写本こそがあげられるべきであろう。カエサリウス写本作成をめぐる諸問題については、森本芳樹、前掲稿、[注 58)] を見よ。

120) Kuchenbuch, *op. cit.* [前注 83)], pp. 26-27.

121) W. Goffart, From Roman taxation to mediaeval seigneurie: three notes, in, *Speculum*, 1972, pp. 388-392.

第2に、クッヘンブッフの示す方向は、所領明細帳の史料的性格をめぐる現在行なわれている議論を、さらに深めることを可能にするであろう。すなわち、一方では、ことにフランス学界で中世初期の社会・経済的状况についての悲観説¹²²⁾を奉じる歴史家が、比較的整った所領形態を描写している所領明細帳の史料的価値を小さく評価しようとして、それは領主による所領経営の理想を示すのみであって、現実との懸隔が著しい史料であると主張している¹²³⁾。

122) 西欧中世初期についての楽観説と悲観説との対立については、森本芳樹「カロリング期農村世界の新しい像を求めて。9世紀末プリュム修道院領の農民」『経済学研究』45-3, 1980, 2-5頁を見よ。

123) R. Fossier, *La terre et les hommes en Picardie jusqu'à la fin du XIIIe siècle*, Paris-Louvain, 1968, 2 vols., p. 223; Id., *op. cit.* [前注 115)], pp. 24, 33. フォシエによれば、領主・農民関係が変化した後も、領主は所領明細帳に変更を加えることなく、そこに記された義務をそのまま農民に要求していき、そこから、領主にとっての理想と所領における現実との乖離が生ずるという。こうした議論はやはり、所領明細帳の保守的性格という認識を基礎においている。

他方では、所領明細帳は所領管理に実際に用いられた記録であるから、原則として現実の忠実な描写と見るべきだとする見解が、これに対置されているのである¹²⁴⁾。しかしながら、もし所領明細帳が、領主による所領政策のうちで、言い換えれば、領主が理想とする所領像を現実との距離を測りながら具体化しようとする過程の中で、作成されるのであれば、それは、理想の表現であると同時に現実の描写でもありえたに違いない。所領明細帳を動態的な史料と考えることによって、現在見られる二者択一的な見解の対立が解けてくる可能性が、存在するのである。

所領明細帳の史料批判がより堅固な基礎の上に行なわれることを望みながら、暫新な着想の積極的な意味が生かされることを期待したい。

124) F. L. Ganshof, *Le polyptyque de l'abbaye de Saint-Bertin (844-859). Edition critique et commentaire*, Paris, 1975, pp. 133-134; L. Genicot, *Sur le domaine de Saint-Bertin à l'époque carolingienne*, in, *Revue d'histoire ecclésiastique*, 1976, p. 71.

〔人名史料の整理に、藤本千鶴さんの御助力を得た。
記して感謝の意を表したい。〕